

710

案の一

労働次官宛

事務局長

昭和二十六年地方財政平衡交付金の国庫補助金との移替について
 地方労働行政事務賞負担金に係る標記については、当委員会としては、国庫補助金
 への移替は行わない旨決定したからお知らせする。
 なお、本件については、地方行政調査委員会が昨年十月十四日国庫補助金制度等の
 改正に関して行った勧告に対する同年十二月二十日の閣議決定に基づいて措置されたも
 のであるから申添える。

案
の
二

事
務
局
長

中央労働委員会事務局長宛

昭和二十六年地方財政平衡交付金の国庫補助金との移替について
地方労働委員会事務費負担金に係る標記については、当委員会としては国庫補
助金との移替は行わない旨決定したからお知らせする。

地方財政平衡交付金法案

10

10

14

8